

「給付型」で進学 後押し

公明、長年の訴え形に

関連法案 審議入り 奨学金さらに拡充を

2017年度から給付型奨学金を創設するための日本学生支援機構法改正案が9日、衆院本会議で審議入りし、公明党の富田茂之氏が質問した。

改正案は公明党の長年の主張を受け具体化された「給付型」の制度「別掲」を法的に位置付けるもの。同機構の目的や業務に「学資の支給」を追加する内容が主な柱で、学資を「特に

優れた学生等であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者に対して支給」するとしている。

質問で富田氏は、今回の「給付型」創設について、70年以上も「貸与型」で続いた公的奨学金制度の「転換点だ」と指摘。本格実施となる18年度からは、経済的な理由で4年制大学への進学を断念していると試算される人数に匹敵する年間に約2万人に給付されることに触れ、「十分、進学の後押しになる」と強調した。

その上で、給付額が米国内や英国などより低いことなどを踏まえ、「給付額の拡充は『未来の投資』として、政府を挙げて取り組むべきだ」と主張。松野博一文科科学相は「引き続き負担軽減へ必要な財源の確保に努める」と応じた。

また、富田氏は必要以上に奨学金を借りて多額の返済債務に苦しんだり、負担軽減の制度を知らずに利用できないというところがないよう、相談や周知などきめ細かな学生サポートが「大事な取り組みだ」と訴えた。

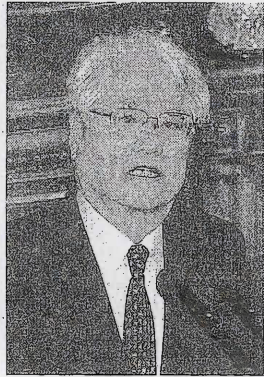
さらに、卒業後の所得に応じて返還額を差えられる新「所得連動返還型奨学金」について、17年度以降に新たに無利子奨学金を借りる進学者に加え、既卒者や有利子を借りた人も対象にしていくことや、「貸与型」を借りる際に保証機関を利用する場合の保証料率のさらなる引き下げも求めた。

「給付型奨学金」制度の概要

対象 住民税非課税世帯から進学し、高校などの推薦を受けた人。2018年度以降、1学年当たり約2万人

給付月額	国公立	自宅	2万円
		自宅外	
私立	自宅	3万円	17年度先行実施 約2800人
	自宅外	4万円	
	児童養護施設出身者など		上記に加え、入学一時金24万円

日本学生支援機構の奨学金相談窓口
☎03-6743-6719 [平日午前9時～午後6時 4月28日まで]



質問する富田氏(9日、衆院本会議場)

衆院本会議で富田氏

富田氏は、公明党の提案で児童養護施設出身者などに対する入学時の追加給付